

県北地域で農業生産者向けの農業用資材等を販売している申立会社について、福島県産であることから買い手がつかず、財物としての価値を失った栽培用培土原料及び椎茸菌床の財物損害等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人 株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人 東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人の下記損害（以下「本件損害」という。）について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

##### （1）財物損害

ア	栽培用培土原料（ロックウール52立米）	金1,783,600円
イ	栽培用培土原料（配合培養土156立米）	金4,914,000円
ウ	栽培用培土原料（ミミズの糞103立米）	金2,523,500円
エ	椎茸菌床	

（平成23年5月から同年9月にかけて廃棄した分の合計4100個）  
金623,200円

##### （2）弁護士費用

金295,329円

合計 金10,139,629円

### 2 和解内容

被申立人は、申立人に対し、本件損害の和解金として、合計金10,139,629円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 5 清算条項

申立人及び被申立人は、本件損害（遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月14日

(仲介委員 遠山信一郎)